

安八郡広域連合会ホームページ更新関連業務委託
プロポーザル実施要領

令和4年12月

安八郡広域連合

1. 趣旨

本業務は、デザイン・機能を含めた全面的な再構築を行うことで、利用者に安八郡広域連合（以下本連合という。）の魅力伝えるとともに、すべての人にとって使いやすく、わかりやすいホームページにすることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

安八郡広域連合ホームページ更新業務

(2) 業務内容

別紙「安八郡広域連合ホームページ更新業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3. 担当窓口および各種提出先

安八郡広域連合 担当者名：棚橋 由衣

〒503-0126

岐阜県安八郡安八町中須410番地1

電話 0584-63-2050

FAX 0584-63-0052

電子 akouiki@bronze.ocn.ne.jp

4. 見積上限額

(1) 初期構築費（契約締結日から令和5年3月15日まで）

1,490,000 円以内（消費税および地方消費税相当額を含む）

5. 履行期間

(1) リニューアル業務

契約締結の日から令和5年3月15日まで（リニューアル後のホームページの公開予定日は令和5年4月1日）

6. スケジュール

(1) 公募要領の公表 令和4年12月1日（木）

(2) 質問の受付締切 令和4年12月7日（水）

(3) 質問に対する最終回答 令和4年12月9日（金）

(4) 参加表明書提出期限 令和4年12月14日（水）

(5) 企画提案書等各書類提出期限 令和4年12月16日（金）

(6) プレゼンテーション 令和4年12月23日（金）（予定）

- (7) 最終審査結果の通知 令和4年12月27日（火）（予定）
- (8) 契約締結 令和4年12月27日（火）（予定）

7. 参加資格

本業務の参加資格は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- (4) 参加者（個人である場合はその者）もしくは参加者の役員等（支店または営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む）が、安八町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第1号）に基づく暴力団、暴力団員に該当しない者
- (5) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間において、本町から入札参加資格にかかる指名停止を受けていない者
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者
- (7) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者
- (8) 安八町へ令和4・5年度安八町物品等入札参加資格申請書がされていること。

8. 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書の提出
 - (ア) 提出期限 令和4年12月7日（水）午後5時00分
 - (イ) 提出書類 公募内容等に関する質問書
 - (ウ) 提出方法 電子メールにて送付すること。
- (2) 質問への回答
 - (ア) 回答期限 令和4年12月9日（金）午後5時00分
 - (イ) 回答方法 安八郡広域連合公式ホームページ上で回答を掲載する。

9. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
令和4年12月14日（水）午後5時00分
- (2) 提出書類と提出部数
プロポーザル提案意向申請書（様式1） 1部

署名し、代表者印を押印して提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと

10. 企画提案書等各書類の提出

(1) 提出期限

令和4年12月16日（金）午後5時00分

(2) 提出書類と提出部数

(ア) 提案書（様式4） 正本1部、副本6部

*両面印刷 ファイル綴じ 可

(イ) 業務実施計画書 正本1部、副本6部

(ウ) 見積書 正本1部、副本6部

(エ) 法人概要書 正本1部、副本6部

(オ) 導入実績 正本1部、副本6部

(3) 提出物について

(ア) 企画提案書

企画提案書は、次の表に定める項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。企画提案書の枚数に制限は設けないが明瞭・簡潔に作成すること。また、専門知識を有しない者にも理解できるよう、可能な限り平易な表現に努めること。仕様書に示していない内容でも、本連合に有益と思われるものは積極的に提案すること。

企画提案書のサイズは、日本産業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。企画提案は1者につき1案とする。

項目番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要について記述すること。
2	事業実施計画	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。 ①基本的な考え方、事業への理解 ②提供体制 ③業務スケジュール

3	デザイン・サイト構成	<p>リニューアルホームページの構築に対する提案を、以下の項目についてポイントを定めて記述する。</p> <p>①サイト構成・構造</p> <p>②トップページのデザインや構成、各ページのデザイン（PC およびスマートフォンで表示する両方の場合）</p> <p>③スマートフォンへの対応について</p> <p>④検索性・ユーザビリティの向上</p>
4	アクセシビリティへの対応	<p>アクセシビリティの対応にあたり、本広域職員の負荷がなく構築し、保持することができるかについて記述する。</p> <p>①対応実績</p> <p>②対応実現方法</p>
5	リニューアル支援	<p>以下の内容について記述すること。</p> <p>①データ移行の方法および支援内容</p> <p>②職員操作研修</p>
6	システムの性能	<p>以下の内容について記述すること。</p> <p>①サービスを提供するデータセンター</p> <p>②システムの安定性</p> <p>③セキュリティの確保</p>
7	運用・保守方法	<p>以下の内容について記述すること。</p> <p>①障害発生時の対応方法</p> <p>②災害発生時の対応方法</p> <p>③保守運用支援内容</p>
8	独自提案	<p>最新動向や、効果的な情報発信のあり方など、専門的な立場から仕様書の内容以外であっても、本広域に最適な独自提案を記述すること。</p>

(イ) 見積書（任意様式）

①初期構築費の総額および内訳がわかる見積書（代表者印を押印すること）を提出すること。また、見積書には、消費税および地方消費税相当額をわかるように表記すること。

②見積書には、仕様書番号及び業務名を記載すること。

(ウ) 法人概要

法人概要を任意様式にて提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

1 1. 審査等

提出された書類の審査は、安八郡広域連合ホームページリニューアル業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、書類審査及びヒアリング審査を実施する。

(1) 書類審査

参加表明書等を元に、事務所の業務実績、サポート体制、見積額、CMS 機能、データセンター機能について評価する。

(2) ヒアリング審査

提出した企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し評価する。

(ア) 実施日（予定）

令和4年12月23日（金） 1者につき 30分間

詳細については、文書等にて通知する。

*提案者の参加人数は2名までとする。

(イ) 実施場所

安八町中須410番地1

(ウ) 使用機材

プロジェクター、スクリーンは本広域が準備する。

(エ) 時間配分

プレゼンテーション20 分間（時間配分は任意とする）

質疑応答 10 分間

(3) 評価基準

区分	評価項目	判断基準	配点
書類審査	事業所（実績）	実績	/10
	セキュリティ強靱	機能の有無	/5
	運用支援	機能の有無	/15
	見積書	見積額	/10
	緊急時の備え	緊急時の復旧	/10
ヒアリング審査	実施計画	実現性の高さ	/10
	デザイン・サイト構成	ページの見やすさ、全体の統一感など	/10
	利用者利便性	情報への辿りつき易さ、スマートフォン等への対応など	/10

	発信者利便性	操作の容易性、ページ品質の維持など	/10
	提案方法、内容	業務内容の理解度、専門技術力、取組姿勢、コミュニケーション力	/10

(4) 受託業者の選定

書類審査及びヒアリング審査の評価点の合計点が最も高い者を第一優先交渉事業者とする。

最終選考結果は参加者に通知する。また、参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が70点以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

(5) 審査結果の公表

選定委員会における審査の結果については、本プロポーザル手続きの完了後に本連合のホームページに掲載し、公表するものとする。ただし、審査の内容等については、公表しない。

12. 契約

審査の結果、選定された第一優先交渉事業者と業務内容等について協議した上で契約を締結する。この協議が不調に終了した場合は、次点者と同様の協議を行うものとする。

13. その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせには応じない。
- (3) 参加表明書提出後に、応募の辞退をする場合には、「辞退書」を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - (ア) 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - (イ) 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - (エ) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、安八町情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。ただし、協議の上、公開することで企業に不利益を与える恐れがあると認められる企業秘密等の部分については、原則公開しないも

のとする。

- (8) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (9) 今後の新型コロナウイルス感染拡大に係る状況等に鑑み、プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法をリモートとする場合がある。その際は改めて参加事業者に通知する。

以上